「滋賀県ビオトープネットワーク長期構想(変更案)」に対して提出された意見・情報 とそれらに対する滋賀県の考え方について

県においては、「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」に基づき、野生動植物との共生に関する施策の総合的・計画的な推進を図るための基本計画である「生物多様性しが戦略」を策定するとともに、これに即して、野生動植物の生息・生育環境の保全・再生およびネットワーク化に関する長期的な構想である「滋賀県ビオトープネットワーク長期構想」を策定しているところです。

「滋賀県ビオトープネットワーク長期構想」について改正の手続きを進めてきたところ、 別添のとおり当該長期構想の変更案について意見・情報の提出があり、それらに対する県 の考え方をまとめました。

1 県民政策コメントの実施結果

令和3年2月17日(水)から令和3年3月18日(木)までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、「滋賀県ビオトープネットワーク長期構想(変更案)」についての意見・情報の募集を行った結果、意見・情報はありませんでした。

また、並行して市町等に対する意見聴取を行った結果、 $3 \bar{n}$ から<u>計13件</u>の意見・情報が寄せられました。

これらの意見等について、内容ごとに整理し、それらに対する考え方を別紙に示します。

なお、取りまとめにあたり、提出された意見・情報の一部は、趣旨を損なわない範囲 で内容を要約したものとなっています。

2 提出された意見・情報の内訳

項目	県民	市町等
序章	0	1
第1章基本的な考え方	0	4
第2章野生動植物の生息・生育環境の保全・再生・ネットワーク化を重点	0	5
的に推進すべき区域		
第3章野生動植物の生息・生育環境の保全・再生・ネットワーク化を図る	0	3
ための方針・方策		
合計	0	1 3

3 これまでの経過

令和2年3月18日 野生動植物との共生に関する検討会

7月~8月 野生動植物との共生に関する検討会各部会へのヒアリング

10月5日 滋賀県環境審議会への諮問

10月23日 野生動植物との共生に関する検討会(審議会諮問資料の確認)

10月27日 滋賀県環境審議会自然環境部会(変更骨子案の審議)

12月8日 野生動植物との共生に関する検討会

12月15日 環境・農水常任員会へ変更骨子案の報告

12月22日 滋賀県環境審議会自然環境部会(変更案の審議)

令和3年1月22日 滋賀県環境審議会から答申

2月10日 環境・農水常任委員会へ変更(案)に対する意見・情報の募集につ

いて報告

2月17日~3月18日 県民政策コメント、市町への変更案に係る意見照会(募集)

4月26日 滋賀県ビオトープネットワーク長期構想の変更・公表

1. 県民政策コメントにより寄せられた意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

番号	意見・情報等(概要)	意見・情報等に対する考え方
序章	はじめに	
1	4 滋賀県の自然環境の現状と課題(4頁) 琵琶湖北湖の第一湖盆では平成30 年度(2018 年度)、令和元年度(2019 年度)に2年連続で 全層循環が確認できず、湖の湖底が貧酸素、無 酸素状態になることによる生態系への影響が懸 念されており、今後も注意深く影響の実態を把 握することが必要です。とあるが、令和3年2 月2日に全層循環が確認されていることを押さ えておくべきと思います。	御指摘のとおり、令和3年2月に全層循環が確認されたことは承知しておりますが、今後も継続して全層循環が確認されるかどうかは不明であり、初版から今回の改定の間に観測史上初めて確認された出来事が2年連続で続いたという事実や、それによる生態系への影響に特に着目した記述であることから、原案のとおりとさせていただきます。
番号	意見・情報等(概要)	意見・情報等に対する考え方
第1章	・ 基本的な考え方	
2	③自然林・二次林域ビオトープ(9頁)「(前略)サルグルミ等の湿生林、(後略)」とありますが、「サワグルミ」ではないでしょうか。また、「サルグルミ」は滋賀県ビオトープネットワーク長期構想において、他には記載されていないようですので、この項目で事例として取り上げる品種としては適当であるか疑問です。よって表記を確認されるとともに記載についても検討していただきたいです。	御指摘のとおり、「サワグルミ等の湿生林」に記載を修正します。 なお、サワグルミは自然林・二次林域 ビオトープに生育していることから、原 案のとおり記載させていただきます。
3	③自然林・二次林域ビオトープ (9 頁) 「サルグルミ林」とあるが、「サワグルミ林」の 間違いではないのか。	御指摘のとおり、「サワグルミ等の湿生 林」に記載を修正します。

番号	意見・情報等(概要)	意見・情報等に対する考え方
第1章	基本的な考え方	
4	③自然林・二次林域ビオトープ(10頁) 「また、放置され繁茂した雑草を採食するニホンジカやイノシシの生息数が増加したり、ヤブを隠れみのにしてイノシシが農地や人家付近にまで出没したりする原因になります。」とありますが、"何が"原因になるのかが記載されておらず、文章が不自然です。よって文章の主語を明確にする等修正すべきではないでしょうか。	御指摘を踏まえ該当箇所を以下のように修正します。 「しかしながら、私たちの生活・生産様式が大きく変化し、農業・林業の従事者が減少するに従って、「里山」が放置されるようになり、樹種の遷移が進んだり、林床に低木や草本が密生したりするなど、植生が大きく変化しています。その結果、本来の植生に依存する動物の生息が脅かされ、ニホンジカやイノシシが繁茂した雑草を採食して生息数が増加し、イノシシがヤブを隠れみのにして農地や人家付近にまで出没することが問題となっています。また、愛好家等による希少性の高い野生動植物の捕獲・採集も保全上の脅威となりつつあります。」
番号	意見・情報等(概要)	意見・情報等に対する考え方
第1章	基本的な考え方	
5	②湖岸域・内湖ビオトープ (16 頁) 湖岸 (湖辺) 域については、令和2年3月策定の「みどりとみずべの将来ビジョン」において「保全を前提とした上で…賑わい創出に資する利用・活用を促進し…持続可能な地域振興・観光振興に繋げることを目指す」とされている。ビジョンと長期構想の目指すべきところは同じであると思われるので、湖岸域・内湖ビオトープの方針としても、「自然景観を再生します。」で終えるのではなく、「守る」「活かす」の好循環の推進を目指すところまでを方針とすべきではないか。	本長期構想でも、保全や利用の観点を含め、人と自然とのつながりの重要性に留意しつつ、持続可能な社会を目指すこととしています。御指摘の箇所については、ビオトープタイプごとの保全・再生・ネットワーク化の将来像を示すものであることから、原案のとおりとさせていただきます。

番号	意見・情報等(概要)	意見・情報等に対する考え方
第2章	野生動植物の生息・生育環境の保全・再生・ネッ	ットワーク化を重点的に推進すべき区域
6	第2章3(1)1 c)重要水域について(22頁) 湖北町尾上から湖北町海老江にかけての湖岸は 遠浅の自然湖岸が現存しており、琵琶湖岸の中 でも内湖に含まれるか、独立したものととらえ るかは難しいところですが、琵琶湖の中でも重 要な水域だと思われます。内湖と同じく沿岸部 にヨシ群落が発達し、「魚たちのゆりかご」と もいえる環境ですので、重要水域に付け加えて いただきたいと思います。	御指摘いただいた箇所は、重要拠点区域 「湖北湖岸」に含まれていますので、原案 のとおりとします。
7	第2章4 (1) ⑭湖北湖岸 (36頁) 湖北町尾上から湖北町海老江にかけての湖岸は遠浅の自然湖岸が現存しており、琵琶湖の中でも重要な水域だと思われます。下記下線部の内容を追記いただきたいと思います。 「湖北町尾上から姉川河口部を越えて長浜市街地にかけて続く琵琶湖岸と、それにつながる田園域から構成される地域です。特に湖北町尾上から湖北町海老江にかけての一帯は、琵琶湖の中で唯一遠浅の自然湖岸が残されており、湖岸に広がるヨシ群落やオギ群落はが広がっており、在来のニゴロブナやゲンゴロウブナ等在来種の産卵の場、稚魚の成育の場として、また水鳥の営巣、採餌、休息の場として重要な機能を果たしています。(後略)」	御指摘のとおり、修正します。
番号	意見・情報等(概要)	意見・情報等に対する考え方
第2章	野生動植物の生息・生育環境の保全・再生・ネッ	ットワーク化を重点的に推進すべき区域
8	第2章4(1) ⑭湖北湖岸(37頁) 「湖北町水鳥公園」ではなく、「湖北水鳥公園」ではないか。	御指摘のとおり修正します。
9	第2章4(1) ⑭湖北湖岸(37頁) 「湖北町水鳥公園」ではなく、「湖北水鳥公園」 ではないか。	御指摘のとおり修正します。

番号	意見・情報等(概要)	意見・情報等に対する考え方
第2章		
10	大同川・伊庭内湖(40頁) 「下流部では水生植物の生育場所として重要です。」とあるが、伊庭内湖等下流では、ナガエツルノゲイトウをはじめとする侵略的外来水生植物だけではなく、ホテイアオイ等の増殖が目立っており、「水生生物の育成場所」ではなく、「外来水生植物の増殖の場所」となってしまっているのが現状ではないか。	当該箇所は生態回廊としての役割が期待される大同川・伊庭内湖の内容を解説したもので、河川水系としての特徴と在来動植物相に関する特徴を紹介する箇所であることから、原案のとおりとさせていただきます。
番号	意見・情報等(概要)	意見・情報等に対する考え方
第3章	野生動植物の生息・生育環境の保全・再生・ネッ	ットワーク化を図るための方針・方策
11	(2) 湖岸域・内湖ビオトープの再生(47頁) 「浜がけ等の・・・生態系にとって重要な湖岸について・・・」とあるが、それ以外の湖岸についても保全整備をすべきでは。雑木が生い茂って荒廃し、人が立ち入れない湖岸域もあるが、ビオトープとしては、それでよいという考えなのか。 また、琵琶湖レジャー利用適正化基本計画においてキャンプ等のレジャー利用は増加傾向にあり、環境負荷の増大が懸念されていることから、湖岸利用者に対して生態系への配慮を啓発することが重要であり、記載すべきではないか。	1つ目の御指摘の「湖岸の保全整備」の 項目は、重要拠点区域等の一部の区域に限 定した記載ではなく、広く県内の湖岸域・ 内湖ビオトープについて記載しているも のです。 2つ目の御指摘については、湖岸利用者 に対して生態系への配慮について啓発す ることは大切であり、個々の計画でそれぞ れ取り組まれていることから、原案のとお りとさせていただきます。

番号	意見・情報等(概要)	意見・情報等に対する考え方
第3章	野生動植物の生息・生育環境の保全・再生・ネッ	ットワーク化を図るための方針・方策
	(3) 自然林・二次林域および植林域ビオトー	御意見を踏まえて下記のとおり記載を
	プの再生(47頁)	修正します。
	○里山環境の再生の欄に、「県民、任意団体や	「社会経済情勢の変化により利用されず
	事業者等が行う里山の植生調査や環境整備など	荒廃している里山について、市町が森林所
12	を支援する」ことの記載が必要ではないか。里	有者と締結する協定に基づき、松の枯損木
	山環境の再生には、協定を締結して取り組む事	の除去や竹林の整理等の管理・手入れする
	業に加えて、県民や任意団体等による継続した	ことで、地域住民等が安心して利用できる
	環境整備が重要であるため。	森林を整備する取組を支援していきま
		す。」
	(3) 自然林・二次林域および植林域ビオトー	
	プの再生(47頁)	
	「社会経済情勢の変化により利用されず荒廃し	
	ている里山について、市町が森林所有者と締結	
	する協定に基づき、松の枯損木の除去や竹林の	
13	整理等の管理・手入れをして、県民が森林に親	
13	しみ、利用できる場とします。」とありますが	
	、市町が主体的に取り組むことについて、県が	
	計画で市町の行動を決めることは適当ではない	
	と考えます。よって県としての取組を記載され	
	る等修正されたい。	